

小中学校 I C T 支援員配置事業
業務委託プロポーザル方式実施要項

1 業務名

小中学校 I C T 支援員配置事業

2 業務内容

別紙「小中学校 I C T 支援員配置事業 仕様書」参照

3 目的

小中学校 I C T 支援員配置事業は、学校における I C T 機器の円滑な利活用のために、授業支援、授業準備支援、校務支援、環境整備支援、研修支援を行い、I C T 活用の促進、教職員の I C T 化に係る電算業務の負荷軽減を図るために、I C T 支援員を配置する。

現在の契約満了に伴い、最適な派遣業者を選定するため、以下のとおり公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という）の実施について必要な事項を定める。

4 業者選定

プロポーザル方式による選考とし、提案書等及びプレゼンテーションの内容により、小中学校 I C T 支援員配置事業評価委員会（以下「評価委員会」という）において業者を選定する。

5 応募資格

応募資格者は法人その他の団体とし、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 碧南市契約規則第 5 条第 1 項及び第 2 1 条の規定による競争入札参加資格を有している者で、当該業務に対応する希望営業種目の登録をしていること。
- (3) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日まで、碧南市競争入札参加停止等措置要領（平成 2 0 年 4 月 1 日）第 4 条の規定による競争入札参加停止等措置を受けていないこと。
- (4) 参加申出書の提出期限から受託者の決定の日まで、「碧南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日付け碧南市長等・愛知県碧南警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事

再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続き開始の申立て又は破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。

(6) 過去５年以内に、学校（私立学校含む）、または公的機関、民間企業でのＩＣＴ支援員の配置に関する業務、ＩＣＴ機器の保守に関する業務、ＩＣＴ機器に関する研修業務のうちいずれかの実績があること。

(7) 愛知県内の営業・業務拠点に業務従事者が配置されていること。

(8) プライバシーマークまたは情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）として JISQ27001（ISO/IEC27001）以降を ISMS 承認機関より付与されていること。

6 契約期間等

契約期間：令和７年１２月 ９日～令和１１年３月３１日

準備期間：令和８年 ３月 ２日～令和 ８年３月３１日

ＩＣＴ支援員配置期間：令和８年４月１日～令和１１年３月３１日

7 参加申出書の提出

(1) 申込場所

碧南市松本町２８番地（碧南市役所５階）

碧南市教育委員会 学校教育課

電 話 ０５６６－９５－９９１８（ダイヤルイン）

F A X ０５６６－４１－７２８１

E-mail kyouikuka@city.hekinan.lg.jp

(2) 提出期間

本業務の受託を希望する者は、令和７年８月２０日（水）から令和７年９月５日（金）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前９時から午後５時までに参加申出書（様式第１号）に必要事項を記載の上、参加資格の確認のできる添付書類を添えて持参により提出すること。

8 結果通知

令和７年９月１２日（金）に、プロポーザル方式参加資格確認結果通知書（様式第２号）により通知する。

9 質問の受付

(1) 質問方法及び質問先

電子メールにて学校教育課へ送付し、メール着信の電話確認を行うこと。なお、

電話等による質問には回答しないものとする。

(2) 受付期間

令和7年9月12日（金）から令和7年9月19日（金）午後5時まで（必着）

(3) 回答方法

質問内容を取りまとめ、令和7年9月26日（金）までに、全ての参加有資格者に対して、電子メールにより回答する。

(4) その他

受付期間経過後の質問、応募資格を有しない者からの質問及び指定した提出方法以外での質問は受け付けしない。

10 提案書

(1) 提出期間

令和7年9月26日（金）午前9時から令和7年10月10日（金）までの日（日曜日及び土曜日ならびに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出部数

提案書（様式第4号）及び参考見積書 各7部（参考見積書については原本1部、写し6部）

(3) 提出方法

学校教育課に直接持参すること。

(4) 提案書の形態

提出する書類の様式は問わないが、A4サイズ縦の用紙に横書きとし、左綴じでそれぞれ製本すること。A4サイズより大きいサイズの用紙を用いる場合は、Z折りする等の方法により全てA4サイズに収めた上で、以下の書類を提出すること。

ア 提案書（様式第4号）

提案書には、以下の事項を必ず記載すること。なお、提案書の作成に要する費用は参加者が負担するものとし、提出後の内容変更は認めない。また、提案書の返却は行わないものとする。

(ア) 会社概要について

- ・経営理念、業務内容、資本金、組織体制（人数、役割等）、営業年数等、業務受託実績（ICT支援員配置以外の保守・研修指導等も含む）、

当該業務の拠点となる事業所の状況

(イ) 支援業務について

- ・授業支援（授業づくりに対する支援、ＩＣＴ支援員の効果的・効率的な活用）
- ・研修支援（長期休業中等の研修の情報機器面での支援）
- ・機器・データ管理（年次更新・ホームページ更新支援、学習アプリデータ管理等）

(ロ) ＩＣＴ支援員の資質・能力及び育成方針について

- ・配置予定のＩＣＴ支援員の資質・能力や実績（資格：ＩＣＴ支援員能力認定、情報処理者技術試験ＳＧ、ＦＥ、ＡＰ等）、採用基準及び採用の際に特に重視する項目、採用方法、研修期間、頻度及び研修内容（法令遵守等を含む）、研修の組織体制

(エ) 業務統括責任者について

- ・役割に対する考え方、資格、経験、研修、障害対応能力、ヘルプデスクとの連携

(オ) 危機管理・サポート体制について

- ・突発的な欠員への対応、ＩＣＴ支援員が関係したトラブル等への対応、これまでに問題となった事例とその対応
- ・学校及び教育委員会との連絡体制、ヘルプデスク（人材・時間）の対応

(カ) ＩＣＴ支援員の管理体制について

- ・服務状況の把握、労務管理、欠勤・遅刻・早退等の連絡対応、相談体制、ＩＣＴ支援員の各種保険（健康・損害・傷害保険等）への加入状況、ＩＣＴ支援員採用についての健康診断（血圧・検尿・胸部レントゲンを含む）の実施状況

イ 見積書（任意様式）

本業務の費用を見積ること。対象の範囲及び条件は次のとおりとする。なお、受託予定者として選定された場合は、再度見積りを依頼することがある。

(ア) 見積もり対象の範囲

- 総額（３年）及び年度ごとの金額を記載すること。
- 金額は税込みとし、消費税の金額も記載すること。
- 項目ごとの内訳及び単価等を記載すること。

(イ) 条件

a 市の予算（税込み）

令和 8年度 14,256,000円

(小学校 9,504,000円 中学校 4,752,000円)

令和 9年度 14,256,000円

(小学校 9,504,000円 中学校 4,752,000円)

令和10年度 14,256,000円

(小学校 9,504,000円 中学校 4,752,000円)

合計 42,768,000円

受託者は、各年度の予算の範囲内で業務を実施するものとする。

b 契約期間

本業務の契約期間は、契約日から令和11年3月31日までとする。

(5) 参加の辞退

有参加資格者がこのプロポーザルに提案をしない場合は、令和7年10月10日（金）の午後5時までに、辞退届（様式は任意）を提出すること。メールでの提出も可とする。

11 審査及び評価

(1) 審査方法

小中学校ICT支援員配置事業評価委員会が別に定める評価基準により行う。

(2) 審査項目

ア 業務受託実績

イ 授業支援

ウ 研修支援

エ 機器・データ管理支援

オ ICT支援員の育成方針

カ 配置予定のICT支援員の資質・能力

キ 業務統括責任者

ク 危機管理・サポート体制

ケ 提案価格

(3) 第1次審査の実施

提案者の数が4者を超えた場合に実施する。なお、提案者の数が4者を超えない場合は、全ての提案者を第2次審査の対象とする。

ア 審査方法

提案書の評価に基づき4者を選定する。

イ 評価基準

(2) 審査項目のうち、ア 業務受託実績、カ 配置予定のICT支援員の資質・能力、ケ 提案価格の合計点を選定の根拠とする。

ウ 審査結果の送付

令和7年10月21日（火）に、全ての提案者に対して、文書により通知する。また結果についての問い合わせは令和7年10月31日（金）午後5時までとする。

(4) 第2次審査の実施

第1次審査の通過者に対してプレゼンテーションにより実施する。提出書類及びプレゼンテーションの内容を総合的に評価し、採点する。各審査員の採点を合計し、最高点を得た候補者を選定する。合計点が同数の場合は、提案価格書の金額が低い候補者を選定する。提案価格書の金額が同額である場合は、くじ引きとする。

ア 日時及び場所

令和7年11月14日（金）午前に碧南市役所2階会議室1にて実施。なお、開始時間等の詳細については後日連絡する。

イ プレゼンテーション時間

各提案につき説明(自由提案含む)は20分以内、質疑は10分程度以内とする。なお、契約後配置できるICT支援員等の同席または紹介することとし、プレゼンテーションに要する機器等は、提案者において準備すること。(スクリーンは碧南市にて用意する。)

ウ 費用負担

プレゼンテーションに伴う費用負担は、各提案者で負担するものとする。

エ 注意事項

プレゼンテーションの内容は、提出された提案内容に基づくものとし、資料の追加配布は原則認めない。プレゼンテーションにおいては、提案書でイメージをつか

むことが難しい点又はアピールしたい点について説明を行うこと。

(5) 結果通知

審査結果は、令和7年12月8日（月）に結果通知書（様式第6号、様式第7号）により、各参加者へ書面により通知する。この場合において、選定されなかった理由を求める場合は、通知を受けた日の翌日から起算して7日後の日の午後5時まで書面（様式は自由）を持参して提出すること。なお、回答についても提出者に書面により通知する。

(6) 審査に対する異議申し立て

審査に対する異議申し立ては受け付けない。

(7) 結果の公表

決定者名及び評価点並びに非決定者の評価点を、結果通知日から1年間、市のホームページで公表する。

12 契約の締結

業者選定後、碧南市契約規則（平成5年碧南市規則第1号）に基づき、契約を締結する。

13 その他

- (1) 提出された書類等は、法令に定める場合を除き、提案者の承諾を得ないでこのプロポーザル以外に使用しない。
- (2) このプロポーザルへの参加に係る書類作成のために碧南市から受領した資料等は、碧南市の承諾を得ないで公表し、又は使用してはならない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、碧南市が小中学校ICT支援員配置業務を委託する業者を選定するための資料であり、その著作権等の主張は、認めないものとする。

14 対応窓口

- (1) 担当部署 学校教育課
- (2) 担当者名 山本・小林
- (3) 連絡先等 〒447-8601 碧南市松本町28番地
碧南市教育委員会 学校教育課
電話 0566-95-9918（ダイヤルイン）
FAX 0566-41-7281

Mail kyouikuka@city.hekinan.lg.jp